

第
百
号
議
案

公の施設の区域外設置に関する協議について

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

公の施設の区域外設置に関する協議について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の三第一項の規定により、葛飾区の区域に特別区道の一部を設置することについて、別紙協議書の
とおり協議を行うので、同条第三項の規定により議会の議決を求める。

（説明）

江戸川区が区域外である葛飾区の区域に公の施設である特別区道の一部を設置
することについて、地方自治法第二百四十四条の三第一項の規定により葛飾区と
協議を行うので、同条第三項の規定により本案を提出いたします。

公の施設の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により、江戸川区の特別区道の一部を葛飾区の区域に下記のとおり設置する。

令和 年 月 日

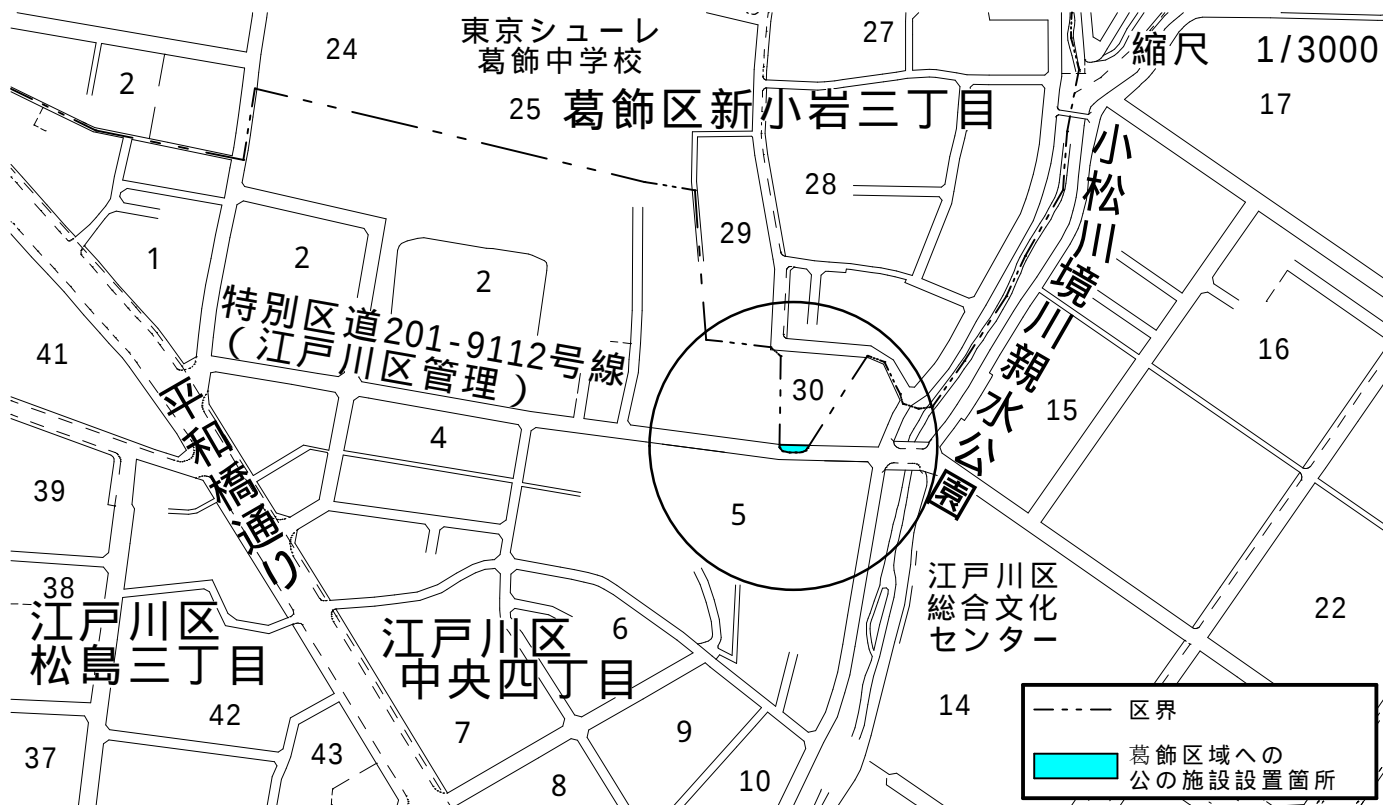
江戸川区長 斉 藤 猛

葛飾区長 青 木 克 徳

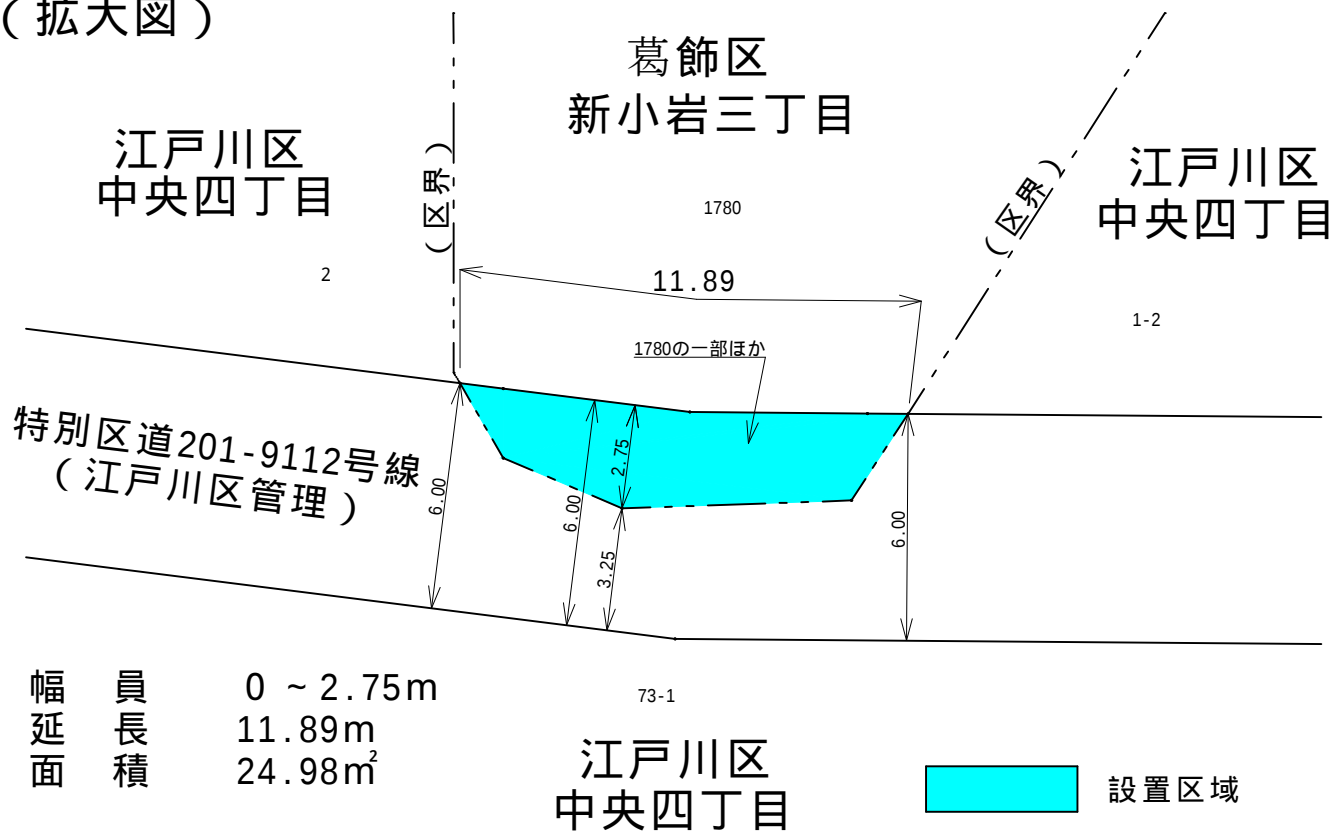
記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 特別区道 201-9112 号線（江戸川区管理） |
| 2 | 設置の場所 | 葛飾区新小岩三丁目 1780 番の一部ほか（位置図のとおり） |
| 3 | 経費の負担 | 施設の設置及び維持管理に関する経費は、江戸川区が負担する。 |
| 4 | そ の 他 | この協議書に定めのないことについては、その都度両区で協議を行い定めるものとする。 |

位置図



(拡大図)



幅員 0 ~ 2.75m

延長 11.89m

面積 24.98m²

路線	特別区道201-9112号線 (江戸川区管理)
縮尺	1/200